

令和2年2月28日招集

第1回定例会会議録

君津富津広域下水道組合議会

令和2年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年2月28日

1. 招集の場所 君津市議会全員協議会室

1. 開会の日時 令和2年2月28日 午前10時00分

1. 出席議員 12名

1番	松本裕次郎君	2番	野上慎治君
3番	三木千明君	4番	山田重雄君
5番	下田剣吾君	6番	船田兼司君
7番	平野英男君	8番	石井志郎君
10番	三浦道雄君	11番	藤川正美君
12番	平野明彦君	13番	小泉義行君

1. 欠席議員 2名

9番	三浦章君	14番	中川茂治君
----	------	-----	-------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者	石井宏子君	副管理者	高橋恭市君
監査委員	磯貝昭一君	会計管理者	横倉芳君
事務局長	榎本弘君	総務課長	石井太君
管理課長	笈川知洋君	建設課長	三平正孝君
総務課主幹	江利角英生君	総務課長補佐	神子丈夫君
管理課長補佐	藤平道仁君	管理課処理場長	平野浩一君
建設課長補佐	萩野正幸君		

1. 職務のため出席した者の職氏名

総務課主任主事	土田剛史	総務課主任主事	庄司有一郎
---------	------	---------	-------

開会及び開議

令和2年2月28日午前10時00分

○議長（平野明彦君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名でございます。よって、定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（平野明彦君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に、本日、管理者から議案の送付があり、これを受理いたしましたので、ご報告いたします。

なお、議案につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

さらに、管理者から議案第1号 君津富津広域下水道事業の設置等に関する条例の制定についての正誤表の送付があり、お手元に配付したとおりでございます。

次に、本日、写真撮影の申出があり、これを了解いたしましたので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

(参照)

君富下総第464号
令和2年2月28日

君津富津広域下水道組合議会
議長 平野明彦様

君津富津広域下水道組合
管理者 石井宏子

議案の送付について

令和2年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会に付議する議案について別紙のとおり送付します。

記

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 君津富津広域下水道事業の設置等に関する条例の制定について |
| 議案第2号 | 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 議案第3号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 議案第4号 | 君津富津広域下水道組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第5号 | 工事委託契約の変更について |

- 議案第 6 号 令和元年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第 3 号）
議案第 7 号 令和 2 年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について
議案第 8 号 令和 2 年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算

○

議事日程の決定

○議長（平野明彦君） 次に、本日の日程につきましては、会議規則第20条の規定により、議長において定め、印刷配付してございます。

この日程に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

○

管理者挨拶

○議長（平野明彦君） ここで、管理者から開会に当たり挨拶があります。

管理者、石井宏子君。

（管理者石井宏子君登壇）

○管理者（石井宏子君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和 2 年第 1 回君津富津広域下水道組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします議案は、お手元の議案書のとおり、条例の制定が 4 件、工事委託契約の変更が 1 件、令和元年度の補正予算が 1 件、令和 2 年度の関係市負担金及び出資金の負担方法、並びに当初予算の 8 議案でございます。

後ほど提案理由の説明をいたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。

○議長（平野明彦君） 以上で、管理者の挨拶は終わりました。

○

日程第 1 会期の決定

○議長（平野明彦君） 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日 1 日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

○

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（平野明彦君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、8 番、石井志郎君、10 番、三浦道雄君を指名いたします。

○

（提案理由説明、補足説明、質疑、討論及び採決）

日程第 3 議案第 1 号から議案第 8 号まで

○議長（平野明彦君） 日程第3、議案第1号から議案第8号までを一括議題といたします。

なお、議案の朗読につきましては省略いたしますので、ご了承願います。

直ちに提案理由の説明を求めます。

管理者、石井宏子君。

（管理者石井宏子君登壇）

○管理者（石井宏子君） 議案第1号から議案第8号までを一括して、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 君津富津広域下水道事業の設置等に関する条例の制定について。

本議案は、令和2年4月1日から本組合の下水道事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するに当たり、同法において条例で定めることとされている事項等を定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

また、あわせて、同法の適用により地方自治法の適用が一部除外されることから、関係する条例を廃止しようとするものでございます。

次に、議案第2号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

本議案は、地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴い、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が創設されることから、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規定を定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度が創設されることにより、関係する条例の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第4号 君津富津広域下水道組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、本組合の下水道事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用することに伴い、君津富津広域下水道組合監査委員に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第5号 工事委託契約の変更について。

本議案は、平成29年6月30日の本組合議会臨時会で可決いただき、日本下水道事業団と契約を締結しました、君津富津終末処理場の長寿命化工事委託に関する基本協定につきまして、事業費の確定に伴い、契約金額を8億5,300万円から7億18万円に減額変更しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第6号 令和元年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第3号）。

本議案は、歳入歳出予算から、それぞれ3億4,632万9,000円を減額し、補正後の予算額を23億5,906万3,000円にしようとするものでございます。

補正予算の主な内容は、事業費の確定により、その財源を調整するとともに、地方債の償還利子を減額しようとするものでございます。また、これと併せて繰越明許費を設定しようとするものでございます。

次に、議案第7号 令和2年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法について。

本議案は、議案第8号の令和2年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算における所要経費のうち、君津市及び富津市が負担する額の負担方法について、君津富津広域下水道組合規約第14条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第8号 令和2年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算は、令和2年度から下水道事業における経営状況の明確化と透明性の確保を図るため、公営企業会計に移行するもので、地方公営企業法施行令に定められた様式にて作成した予算とするものでございます。

企業会計導入初年度である令和2年度は、市民の生活環境の向上を目指し、引き続き未整備区域の解消に向けて、管渠及び終末処理場を整備するとともに、施設を適正に管理するため、収益的収入総額30億1,679万8,000円、収益的支出総額29億6,654万6,000円、また、資本的収入総額6億1,395万5,000円、資本的支出総額8億8,050万4,000円の計上をするものでございます。

以上、議案第1号から議案第8号までを一括して提案理由の説明を申し上げましたが、これらにつきまして事務局長から補足説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（平野明彦君） 以上で、管理者の提案理由の説明が終わりましたので、補足説明を求めます。
事務局長、榎本弘君。

（事務局長榎本弘君登壇）

○事務局長（榎本弘君） 議案第1号から議案第8号までについて、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 君津富津広域下水道事業の設置等に関する条例の制定について説明申し上げますので、議案書の1ページをお開きください。

本議案は、令和2年度から君津富津広域下水道事業へ地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するため、君津市及び富津市に組合規約の変更に関する協議を依頼したところ、両市の議会において協議について議決され、両市との協議が整ったことから、本年1月7日、千葉県知事に組合規約変更の許可申請書を提出し、同月9日に許可を受けたところでございます。このことから、地方公営企業法第4条の規定により、君津富津広域下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

それでは、主な内容についてご説明申し上げます。2ページをお開きください。

第1条は、本条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条は、下水道事業の設置について規定するもので、その目的を環境衛生の向上と公共用水域の水質保全とするものでございます。

第3条は、下水道事業に地方公営企業法に規定する財務規定等の適用を定めるものでございます。

第4条でございますが、経営の基本原則として、経済性の発揮とともに、公共の福祉を増進していくこととしております。

第5条の重要な資産の取得及び処分については、予算に定めなければならない重要な資産の基準について、地方公営企業法施行令第26条の3に規定されている基準に基づき、不動産または動産の買入れや譲渡については2,000万円以上、土地については1件5,000平方メートル以上としております。

第6条でございますが、地方公営企業法の第34条により、議会の同意を得なければならない職員の賠償責任の免除についての規定で、賠償額が50万円以上の場合、議会の同意を得ることと規定するものです。賠償額については、地方公営企業法を適用している、かずさ水道広域連合企業団の設置条例

と同額としております。

3ページをご覧ください。第7条は、議会の議決を要する負担つき寄附等の金額及び損害賠償の額を定めるものでございます。金額につきましては、専決事項の指定や、かずさ水道広域連合企業団の条例などを参考として、それぞれ1件100万円を超えるものとしております。

第8条でございますが、業務状況説明書類の作成について、地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、年2回以上の業務状況の公表のための書類作成事項を規定するものでございます。

最後に、附則第1項において、施行期日を令和2年4月1日とし、附則第2項では、今回の地方公営企業法の適用に伴い4つの条例を廃止するものです。

地方自治法で規定されております議会の議決事項である1億5,000万円以上の契約や2千万円以上の財産の買入れ等、5,000平方メートル以上の土地の取得等については、地方公営企業法第40条の規定により、この自治法の規定が適用除外となることから、第1号の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例と、4ページをお開きください、第2号の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例を廃止します。

また、今回の条例案第8号に業務状況の公表が盛り込まれることから、第3号の君津富津広域下水道組合財政状況の公表に関する条例を廃止し、地方公営企業法の第33条第3項の規定により、行政財産の使用料は管理者が定めることとされることから、第4号の君津富津広域下水道組合行政財産使用料条例を廃止するものでございます。

次に、議案第2号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、ご説明させていただきます。議案書の5ページをご覧ください。

本議案につきましては、地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴う会計年度任用職員制度の導入に対応するため、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。なお、内容につきましては君津市の条例に準じております。

6ページをお開きください。それでは、条例案に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、会計年度任用職員制度に必要な事項を定める旨の趣旨について規定しております。

第2条は、給与について、フルタイム会計年度任用職員は給料と各種手当を、パートタイム会計年度任用職員には報酬と期末手当を支給することを規定してございます。

第3条は、給与から掛金等を控除することについて、正規職員と同様に控除できる旨の規定でございます。

第4条から第17条までは、フルタイム会計年度任用職員の給料及び手当に関する詳細について定めるものでございます。第4条は給料についての規定でございますが、別表第1により正規職員と同様に定めております。第5条は職務の級を定めておりますが、別表第2の等級別基準職務表において分類の基準を定めており、正規職員の1級と2級と同等の職務を会計年度任用職員の職務としております。

7ページをご覧ください。第6条は号給についてですが、規則で定める基準に従い管理者が決定する旨を規定してございます。第7条は給料の支給についてですが、一般職の職員の給与等に関する条例、いわゆる給与条例から準用する旨を規定してございます。第8条は地域手当について規定するもので、5%としてございます。第9条は通勤手当について、第10条は特殊勤務手当について、第11条は時間外勤務手当について、給与条例から準用することとする規定でございます。

8ページをお開きください。本欄は、給与条例を準用して規定するため、会計年度任用職員に適合するよう文言を読み替えております。

第12条の休日勤務手当について、及び、9ページをご覧ください、第13条の夜間勤務手当については、それぞれ正規職員と同様に取り扱うため、給与条例から準用しております。第14条は、各種手当の算定に必要な勤務1時間当たりの給与額について定めたものでございます。

9ページ下段から10ページをご覧ください。第15条は期末手当を定めたものでございますが、正規職員の期末手当に準じ給与条例を読み替えるもので、正規職員と同様に、6月期と12月期の2回に分けて合計2.6か月分を支給しようとするものでございます。

11ページをご覧ください。第16条は給与の減額について、第17条は給与の端数計算についてでございます。

第18条から第28条までは、パートタイム会計年度任用職員の報酬に関する詳細について規定しております。第18条は報酬について規定しており、日額または時間額で支払おうとするものです。

12ページをお開きください。第19条は報酬の支給について定めたもので、報酬の支給については1か月分を単位として、勤務日数または勤務時間に応じて支払おうとするものです。第20条は、正規職員における地域手当に相当する額を報酬に含めようとするものでございます。第21条は、特殊勤務手当に相当する報酬について、月額、日額、1回、1件当たりの区分に応じて支給しようとするものです。

12ページ下段から14ページをご覧ください。第22条は時間外勤務手当に相当する額を、第23条は休日勤務手当に相当する額を、第24条は夜間勤務手当に相当する額を報酬に含めようとするものでございます。第25条は、勤務1時間当たりの報酬額について規定するものでございます。パートタイム会計年度任用職員は、日額または時間額での支給としておりますが、第18条で計算された、いわゆる本給部分と、第20条で計算された地域手当に相当する額の合計額を、勤務1時間当たりの合計額としようとする旨を規定してございます。

15ページから16ページ上段までの第26条は、期末手当について規定しております。任期が6か月以上の者のうち、週の勤務時間が著しく少ない場合を除き、正規職員の期末手当に準じ給与条例を読み替えるものですが、正規職員と同様に、6月期と12月期の2回に分けて合計2.6か月分を勤務時間や日数に応じて支給しようとするものでございます。

第27条は報酬の減額について、第28条は報酬の端数計算について規定するものでございます。

第29条は、地方自治法第55条の2第1項ただし書きにより、管理者の許可を受けて登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する場合については、いかなる給与も支給しない旨の規定でございます。

第30条は退職者の給与についてでございますが、地方公務員法第28条第2項に定められております、心身の故障による長期の休養を要する場合や、刑事事件に関し起訴された場合については、いかなる給与も支給しない旨の規定でございます。

17ページをご覧ください。第31条は会計年度任用職員の給与における例外規定を、第32条はパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償を、第33条はパートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償を規定するものでございます。第34条については、その他必要な事項を規則に委任しようとするものでございます。

最後に、附則でございますが、本条例の施行期日を令和2年4月1日としようとするものでござい

ます。

次に、議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明させていただきます。

議案書23ページをお開きください。

本議案につきましては、先ほど議案第2号でご説明いたしました地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、新たに会計年度任用職員制度が創設され、常勤職員が行うべき業務に従事することとなることなどに伴い、関連する6本の条例について必要な規定の整備を行うものでございます。

議案書の24ページをお開きください。議案参考資料は1ページから10ページまででございます。

それでは、議案参考資料により、主なものをご説明申し上げます。

第1条による改正は、君津富津広域下水道組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の改正でございます。第3条第4項において、会計年度任用職員に係る休職の期間を任期の範囲内において管理者が定めることとするものでございます。

第2条による改正は、君津富津広域下水道組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の改正でございます。パートタイム会計年度任用職員の懲戒処分についても、正規職員と同様に取り扱うものでございます。

第3条による改正は、一般職の職員の給与等に関する条例の改正でございます。第26条でございますが、会計年度任用職員を含む非常勤職員については、先程の議案第2号の条例において、別に定めようとするものでございます。

2ページをお開きください。

第4条による改正は、君津富津広域下水道組合職員の旅費に関する条例の改正でございます。パートタイム会計年度任用職員については費用弁償という形で支給しますので、本条例から除こうとするものでございます。

2ページの下段、第5条による改正は、職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。会計年度任用職員制度創設に伴い、非常勤職員の育児休業について必要な規定等を整備しようとするものでございます。第2条においては、育児休業をすることができない職員について定めようとするもので、育児休業が取得できない非常勤職員について、任期が1年未満など、一定の要件を満たさない非常勤職員などとする旨を規定してございます。

3ページ下段から5ページまでは、第2条の3でございますが、非常勤職員の育児休業の取得期間を定めようとするもので、一定の要件により1歳6か月までとしようとするものでございます。

5ページ下段から6ページ上段までは、第2条の4でございますが、特別の事情がある場合は、非常勤職員の育児休業の取得期間を2歳まで延長できるよう規定するものでございます。

6ページ中段から7ページ上段までをご覧ください。第3条でございますが、育児休業を再度取得することができる特別の事情を定めるもので、任期の更新を希望する職員が任期満了後も引き続き育児休業を取得しようとする場合などを規定してございます。

8ページをお開きください。下段にあります第9条でございますが、部分休業をすることができない非常勤職員について定めるもので、任期が1年未満など、一定の要件を満たさない非常勤職員とする旨を規定してございます。

10ページをお開きください。第6条による改正は、君津富津広域下水道組合人事行政の運営等の状

況の公表に関する条例の改正でございます。フルタイム会計年度任用職員を人事行政の運営等の状況の公表の対象としようとするものでございます。

恐れ入りますが、議案書の29ページをお開きください。附則において、本条例の施行日を令和2年4月1日としてございます。

次に、議案第4号 君津富津広域下水道組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の30ページをお開きください。

本議案は、地方公営企業法の財務規定を適用することに伴い、君津富津広域下水道組合監査委員に関する条例を改正しようとするものでございます。

議案書の31ページ、併せて議案参考資料の11ページをご覧ください。

第3条及び第4条の改正については、地方公営企業法第27条の2第1項による金融機関への監査について追加するものでございます。

第6条については、決算資料について地方公営企業法の定めるものとするための改正でございます。

次に、議案第5号 工事委託契約の変更についてご説明申し上げます。

議案書の32ページをお開きください。

現在、日本下水道事業団に委託しております、平成29年度から令和元年度までの継続事業であります終末処理場の長寿命化工事委託に関する基本協定につきまして、事業費の確定に伴い、当初金額8億5,300万円を7億18万円に変更し、1億5,282万円の減額をしようとするものでございます。

次に、議案第6号 令和元年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案別冊の補正予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億4,632万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ23億5,906万3,000円としようとするものでございます。

3ページをお開きください。

第2表、繰越明許費であります。人見汚水枝線築造事業については、推進機の停止などの不測の事態により事業が遅延したため、また、中野・中富汚水枝線築造事業については、既設の水道管が支障となり、その移設工事に時間を要し、年度内の完了が困難となったため、それぞれ繰越明許費を設定しようとするものでございます。

次に、4ページをお開きください。

第3表、地方債補正であります。今回の補正は、事業の執行に伴いまして、公共下水道整備事業の借入限度額を5億5,110万円から3億5,600万円に変更しようとするものでございます。

次に、歳入歳出についてご説明申し上げます。

初めに、歳入からご説明申し上げますので、8ページをお開きください。

3款1項1目下水道費国庫補助金1億1,364万8,000円の減額は、終末処理場施設設備長寿命化更新事業や終末処理場施設整備事業などの事業費の減額によるものでございます。

次に、4款1項1目繰越金の3,758万1,000円の減額は、財源調整のためのものでございます。

次に、6款1項1目下水道債の1億9,510万円の減額は、事業費の確定に伴うものでございます。

次に、9ページをご覧ください。歳出についてご説明いたします。

3款2項1目公共下水道新設改良費3億2,867万4,000円の減額の内容としまして、13節委託料ですが、終末処理場施設設備長寿命化更新事業については、議案第5号で説明しました基本協定の変更に伴い減額するものでございます。次に、処理場施設整備事業は、処理場周辺の外構の詳細設計を実施する予定でしたが、企業局と用地買収の面積の決定に不測の日数を要したため、工期の確保が困難となったことから、本事業を見送るものでございます。次に、君津污水2号幹線築造事業は、事業費の確定による減でございます。次に、人見污水枝線築造事業は、推進工に伴う地下水を止める地盤改良が一部不要となったことから、減額するものでございます。次に、中野・中富污水枝線築造事業は、家屋事前調査の件数が確定しましたので、減額するものでございます。

15節の工事請負費ですが、処理場施設整備事業について、処理場用地の清算後に企業局が分譲を予定していますが、その中で区画道路の方針が決定されておらず、放流管の補強工事が実施できないことから、この事業を先送りにするものでございます。次の人見污水枝線築造事業については、平成23年度の管渠工事の際に、既設の防火水槽が支障となることから代替施設の設置を条件に撤去したという経緯があり、設置場所の協議をしてきましたが、その調整に時間を要しているため、今年度防火水槽の設置を見送るものでございます。その他、面整備管築造事業や污水柵設置事業につきましては、事業費の確定により減額するものでございます。

17節の公有財産購入費ですが、処理場用地買収に伴う不動産鑑定の結果による買収価格が減額となったことによる減でございます。

次に、10ページをお開きください。

4款1項2目利子の1,765万5,000円の減額は、年度内借入組合債の確定に伴い、その償還利子を減額しようとするものでございます。

次に、議案第7号 令和2年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法についてご説明申し上げます。

議案書の33ページをお開きください。

君津市、富津市の負担金及び出資金の負担割合については、組合規約第14条第2項で定められておりますが、同条第3項で、組合議会の議決を経て定める負担方法により関係市に分賦することができると規定されているため、関係市負担金及び出資金の負担方法について定めるものでございます。これに基づき、33ページ下段の1及び2に掲げる経費については、令和2年度においても令和元年度と同じ取扱いとするものでございます。

それでは、順次ご説明申し上げます。

1の一般職の職員の人件費について、(1)総係費については、組合全体の事務が主な業務であるため、2分の1を計画汚水量比、2分の1を実績汚水量比により、(2)管渠費、処理場費及び業務費については、処理開始区域内の維持管理及び污水处理が主な業務であるため、実績汚水量比により、(3)建設改良費については、事業計画に基づく未整備地区の解消が主な業務であることから、計画汚水量比により、関係市がそれぞれ負担すると定めております。

2の定期健康診断に係る経費については、派遣市が負担すると定めております。

なお、終末処理場で1年間に処理を行う污水处理水量に対する割合である令和2年度の実績汚水量比は、君津市が86.2%、富津市が13.8%と見込んでおり、事業計画から算出される割合である計画汚水量比は、君津市が71.0%、富津市が29.0%でございます。

また、一般職の職員数は、君津市20名、富津市7名を見込んでおります。

次に、議案第8号 令和2年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

議案別冊、君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算書をご覧ください。1ページをお開きください。

令和2年度予算から、公営企業会計として新たにスタートいたします。

初めに、第1条につきましては、総則でございます。

次に、第2条につきましては、本組合の基本的な目標とする業務の予定量を定めるもので、(1)水洗化人口は、君津市4万4,752人、富津市6,500人の合計5万1,252人、(2)年間有収水量は579万1,000立方メートル、(3)一日平均有収水量は1万5,866立方メートルを予定しております。(4)主要な建設改良事業につきましては、管渠建設事業、処理場建設事業でございます。それぞれの事業費を載せてございますが、主な事業につきましては39ページをお開きください。また、最後のページの事業箇所図を併せてご覧ください。

主なものを申し上げますと、両市に関わる事業として、①及び⑩の君津富津終末処理場施設整備事業、②及び⑪の君津富津終末処理場ストックマネジメント更新事業、⑨及び⑭の下水道管路施設ストックマネジメント点検・調査等事業を実施いたします。君津市では、②君津污水2号幹線築造事業、③神門污水幹線築造事業、④人見污水枝線築造事業等を、富津市では、⑫西川雨水幹線改修事業、⑬污水柵設置事業を実施いたします。

恐れ入りますが、1ページに戻っていただきまして、第3条につきましては、収益的収入及び支出でございます。

まず、収益的収入の総額としまして、第1款下水道事業収益30億1,679万8,000円を計上するものでございます。

内容としまして、第1項営業収益10億9,178万9,000円につきましては、主たる営業活動により生じる収益で、下水道使用料、関係市負担金及び認可区域外流入負担金等でございます。

次に、第2項営業外収益19億2,500万9,000円につきましては、主たる営業活動以外の原因により生ずる収益で、預金利子、関係市負担金、長期前受金戻入等でございます。

次に、収益的支出の総額としまして、第1款下水道事業費用29億6,654万6,000円を計上するものでございます。

内容としまして、第1項営業費用27億9,200万4,000円につきましては、主たる営業活動のために生ずる費用で、前年度までの官庁会計予算の議会費、総務費及び土木費のうち下水道管理費に相当するもの、並びに減価償却費でございます。

第2項営業外費用1億4,904万7,000円につきましては、企業債及び一時借入金に対する利息でございます。

第3項特別損失1,799万5,000円につきましては、令和2年6月に支給する期末勤勉手当及び法定福利費に関するもので、期末勤勉手当及びそれに係る法定福利費は6月に支払いを行いますが、その支給対象期間は前年度の12月から当該年度の5月までとなっております。公営企業会計においては、対象期間のうち前年度の12月から3月までにかかる費用については、会計上発生主義であることから、前年度に引当金繰入額として計上する必要がありますが、企業会計導入初年度は前年度が企業会計で

はないため、計上することができないことから、その分を特別損失として計上するものでございます。

第4項予備費につきましては、官庁会計での計上額である1,500万円のうち2分の1の額である750万円を計上するものでございます。

次に、2ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出ですが、まず資本的収入の総額としまして、第1款資本的収入6億1,395万5,000円を計上するものでございます。

内容といたしまして、第1項企業債1億9,280万円につきましては、下水道施設の建設改良事業のための借入れでございます。

第2項関係市出資金3億2,610万2,000円につきましては、建設改良費及び企業債元金償還に充当するものでございます。

第3項補助金9,400万円につきましては、国からの補助金でございます。

第4項負担金105万3,000円につきましては、受益者負担金でございます。

次に、資本的支出の総額としまして、第1款資本的支出8億8,050万4,000円を計上するものでございます。

内容といたしまして、第1項建設改良費4億1,235万3,000円につきましては、処理場、管渠に係る事業費及び当該業務に従事する職員の給料等で、前年度までの会計予算の土木費のうち下水道建設費に相当するものでございます。

第2項固定資産購入費36万7,000円につきましては、管理用備品の購入費でございます。

第3項企業債償還金4億6,028万4,000円につきましては、企業債の償還元金でございます。

第4項予備費につきましては、官庁会計での計上額である1,500万円のうち2分の1の額である750万円を計上するものでございます。

なお、4条中の括弧書きに記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する2億6,654万9,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金及び引継金により補填する予定でございます。

次に、第4条の2、特例的収入及び支出でございますが、地方公営企業法の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金、未払金でございます。令和元年度予算の未執行分である未収金1億2,720万5,000円は、主に下水道使用料で、未払金1億4,479万7,000円は、主に電気料、委託料でございますが、これらを令和2年度公営企業会計予算に引き継ぐもので、令和2年度のみ措置でございます。

次に、第5条であります。先ほどご説明いたしました公共下水道建設事業のための企業債を借り入れるに当たり、1億9,280万円を限度として、起債の方法、利率、償還方法を定めるものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

第6条ですが、一時借入金の限度額を定めるもので、前年度までの官庁会計予算での限度額と同額の5億円とするものでございます。

次に、第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用についてですが、営業費用と営業外費用において流用することができる旨を定めるものでございます。

次に、第8条は、経費の性質上、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めるもので、職員

給与費 2億1,151万3,000円とするものでございます。

次に、第9条につきましては、下水道事業安定のため関係市から補助を受ける金額といたしまして2億9,456万5,000円と定めるものでございます。

次に、予算に関する説明書であります6ページ、7ページをお開きください。収益的収入支出及び資本的収入支出予算の実施計画でございます。詳細につきましては、この後、予算実施計画内訳書により説明いたします。

次に、8ページをお開きください。令和2年度君津富津広域下水道組合下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これは、前年度までの官庁会計の資金の収入支出に関して示すものでございます。この予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、1の業務活動によるキャッシュ・フロー、2の投資活動によるキャッシュ・フロー、3の財務活動によるキャッシュ・フローとして、それぞれの活動による現金の増減を示すものでございます。

まず、1の業務活動によるキャッシュ・フローでは、汚水処理や雨水排水など通常の業務活動の実施による収支を示す区分でございます。この区分は、発生主義の当年度純利益から資金の収入を伴わない長期前受金戻入額を控除し、一方で資金の支出を伴わない減価償却費を加算するなど、約1億6,900万円のプラスとなっております。

次に、2の投資活動は、下水道事業に必要な管渠や処理場など、固定資産の取得や国庫補助金など財源による資金の収支を示す区分で、約3億1,800万円のマイナスとなっております。

次に、3の財務活動は、事業資金の調達や増資、返済に関する収支を示す区分で、約5,900万円のプラスとなっております。

これらの結果、当組合における令和2年度末の資金残高は、6の約4億6,200万円となる予定でございます。

次に、9ページから13ページにつきましては、給与費明細書でございます。内容につきましては、前年度までの官庁会計予算での様式に準じて作成しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

次に、14、15ページをお開きください。令和2年4月1日現在の君津富津広域下水道組合下水道事業予定開始貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございますが、1の固定資産、2の流動資産を合わせました資産合計は、一番下、二重線の約376億円でございます。

なお、固定資産の主なものとして、イの土地につきましては、処理場用地、ポンプ場用地、管路用地が含まれております。ロの建物につきましては、処理場やポンプ場の管理棟などが含まれております。次のハの構築物につきましては、主に管渠や処理場内の反応タンクや沈殿施設などが含まれております。次のニの機械及び装置につきましては、処理場内の汚水を処理するためのポンプに係る電気計装設備や汚泥処理をするための処理設備等が含まれております。次のホの車両及び運搬具につきましては、公用車でございます。次のヘの工具器具及び備品につきましては、処理場内の水質試験用の器具や、10万円以上で耐用年数が1年以上のものを計上しております。

15ページをご覧ください。次に、今説明しました資産の財源として、負債の部の3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益の負債合計約350億円と、資本の部の6の資本金、7の剰余金の資本合計が約26億円となっております。この負債と資本の合計が資産の合計額と同額になります。

次に、16、17ページをお開きください。令和2年度君津富津広域下水道組合下水道事業予定貸借対

照表でございます。令和2年4月1日現在の開始貸借対照表を基に、令和2年度の予算執行を見込みました年度末の状況でございます。建設改良等により資産の増はあるものの、減価償却に伴い年度末の資産の合計は、一番下、二重線の約361億円でございまして、約15億円減の予定となっております。

次に、18ページをお開きください。注記表ですが、重要な会計方針等を記載してございます。

次に、先ほどの予算第3条及び第4条に係る収入支出の主な内容をご説明いたしますので、予算補足資料としまして20、21ページをお開きください。

企業会計導入の初年度であるため、前年度の額は空欄となっております。

それでは、初めに収益的収入ですが、まず1款1項1目下水道使用料9億3,169万1,000円は、節水傾向ではあるものの、君津市域の君津台地区及び人見1丁目地区の供用開始及び一般家庭の賦課件数の増加、並びに消費税が年度を通じて影響することを見込み、令和元年度に対し4,862万2,000円の増収を見込んでおります。

2目関係市負担金1億5,324万7,000円は、雨水処理に要する経費に対する市負担金でございます。

3目認可区域外流入負担金637万円は、木更津市畑沢南地区の事務受託に係る負担金でございます。

4目その他営業収益48万1,000円は、排水設備の工事完了検査等に係る手数料等でございます。

次に、2項1目受取利息及び配当金1万1,000円は、預金利子でございます。

次に、2目関係市負担金1億9,965万1,000円は、国の繰出基準による負担金である高度処理費等に対する関係市の負担金でございます。

次に、3目長期前受金戻入17億2,488万2,000円は、国庫補助金などの長期前受金のうち今年度の減価償却費に対応する額を収益化するものでございまして、現金を伴わない収入でございます。

次に、4目雑収益46万5,000円は、下水道使用料等延滞金、占用料、原発事故関連損害賠償金等でございます。

22ページをお開きください。次に、収益的支出ですが、1款1項1目議会費205万3,000円は、前年度までの官庁会計予算の議会費と同じで、議会議員14名に係る報酬、費用弁償、会議録作成業務委託料等の運営費を計上してございます。

次に、2目管渠費9,415万5,000円は、管渠の維持管理に要する費用で、主なものとして、管理課管理係職員4名の人件費、17節の下水道管路施設ストックマネジメント点検・調査等事業、業務継続計画策定業務などの委託料や、23節の管渠等の修繕費等を計上しております。

次に、24ページをお開きください。3目ポンプ場費2,658万4,000円は、人見第1・第2ポンプ場の維持管理に要する費用で、17節のポンプ場維持管理業務等委託料等を計上しております。

次に、4目都市下水路維持管理費202万2,000円は、17節の都市下水路維持管理業務委託料等を計上しております。

次に、5目処理場費6億3,403万5,000円は、処理場施設の維持管理の経費で、主なものとして、処理場職員2名分の人件費のほか、15節の電気料金や17節の処理場維持管理業務等委託料、27ページをお開きください、23節の機械・設備等に係る修繕費等を計上しております。

次に、6目業務費1億85万3,000円は、主なものとして、管理課長及び管理課業務係職員、合わせて4名分の人件費のほか、17節の、かずさ水道広域連合企業団に委託する下水道使用料徴収業務等事務委託料、34節の水洗便所改造事業補助金等を計上しております。

次に、28ページをお開きください。7目総係費9,236万9,000円は、特別職2名分の報酬、事務局長

及び総務課職員合わせて8名分の人件費のほか、17節の下水道経営戦略策定支援業務委託料、21節の事務用パソコンなどの事務機器等借上料、31ページをお開きください、34節の庁舎維持管理負担金、50節の貸倒引当金繰入額である令和2年度下水道使用料の不納欠損金見込額等を計上しております。

次に、8目監査委員費34万8,000円は、監査委員2名分の報酬、費用弁償等を計上しております。

次に、9目減価償却費18億3,958万5,000円は、有形固定資産のうち土地を除く約356億円に対する減価償却費でございます。

次に、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費1億4,904万7,000円は、長期債の償還利子のほか、一時借入金の借入最高額を5億円とした場合の利子を計上しております。

次に、3項1目その他特別損失及び4項1目予備費につきましては、先ほど説明しましたとおりでございます。

32ページをお開きください。

次に、資本的収入ですが、1款1項1目企業債1億9,280万円は、先ほど説明しました公共下水道建設事業に係る借入金でございます。

次に、2項1目関係市出資金3億2,610万2,000円は、建設改良費及び企業債の元金償還に対する両市の出資金でございます。

次に、3項1目の国庫補助金9,400万円は、先ほど説明いたしました公共下水道事業のうち、君津富津終末処理場ストックマネジメント更新事業、神門汚水幹線築造事業、中野・中富汚水枝線築造事業及び下水道管路施設ストックマネジメント点検・調査等事業の財源として見込んでおります。

次に、4項1目受益者負担金105万3,000円は下水道受益者負担金で、対前年度377万円の減額となっております。主な理由は、新規の賦課区域がないことによるものでございます。

34ページをお開きください。

次に、資本的支出ですが、1款1項1目管渠建設費3億210万円は、公共下水道の投資的事業等に係る経費で、先ほど39ページで説明いたしました公共下水道事業一覧表のうち、③の君津汚水2号幹線築造事業から⑧の中野・中富汚水枝線築造事業まで、⑫の西川雨水幹線改修事業及び⑬汚水柵設置事業に係る経費を計上しております。

次に、2目処理場建設費3,929万円は、39ページの公共下水道事業一覧表のうち①及び⑩の君津富津終末処理場施設整備事業、②及び⑪の君津富津終末処理場ストックマネジメント更新事業に係る経費でございます。

次に、3目事務費7,096万3,000円は、建設課職員9名分の人件費のほか、37ページをお開きください、21節の業務用パソコンの借上げ料等の事務執行に要する経費を計上しております。

次に、2項1目固定資産購入費36万7,000円は、金額10万円以上の管理用備品を計上しております。

次に、3項1目企業債償還金4億6,028万4,000円は、長期債の償還元金でございます。

次に、4項1目予備費につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

38ページをお開きください。企業債の現在高に関する調書で、令和2年度末の現在高見込額は、表の右下に記載のとおり83億9,032万3,000円で、内訳は、君津地区67億9,775万8,000円、富津地区15億9,256万5,000円となる見込でございます。

以上で、議案第1号から議案第8号までの補足説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（平野明彦君） 以上で、補足説明が終わりました。

これより、議案ごとに順次質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第1号 君津富津広域下水道事業の設置等に関する条例の制定についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第1号に対する討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第1号 君津富津広域下水道事業の設置等に関する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野明彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第2号に対する討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第2号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野明彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第3号に対する討論を行います。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 君津富津広域下水道組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第4号に対する討論を行います。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

君津富津広域下水道組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号 工事委託契約の変更についてに対する質疑でございますが、質疑の通告がありましたので、発言を許可します。

10番、三浦道雄君。

○10番(三浦道雄君) 議案第5号について質問させていただきます。先ほど事務局長から詳しく説明がありましたので、多少分かってはいるんですけども、通告を出しましたので、あえて質問をさせていただきます。

議案書でいいますと32ページについて、先ほど事務局長から比較的分かるように説明は受けましたけれども、この1億5,282万円の大幅減額になった理由を、再度お聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長(平野明彦君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

事務局長、榎本弘君。

○事務局長(榎本弘君) お答えいたします。

君津富津広域下水道組合公共下水道、君津富津終末処理場の長寿命化工事委託に関する基本協定につきましては、着手及び完成予定については、平成29年度に着手して、その完成予定は平成31年度とすること、それから、建設工事の予定概算事業費は8億5,300万円とすることで平成29年6月30日に議会において可決をされたところでございます。今回の変更金額は7億18万円で、1億5,282万円の減額となります。

変更内容につきましては、平成30年度の機械電気設備について、今回更新のナンバー1汚泥脱水機更新時に汚泥処理の電動自動制御に必要なコントローラーを更新予定でありましたけれども、次期更新予定のナンバー2汚泥脱水機更新時にも大幅な変更が見込まれたことによりまして、既設設備の一

部機能増設で対応したための減額であります。また、令和元年度におきましては、機械棟の建築工事においてアスベスト対策が必要となり、増額となりました。当初、全面の養生を考えておりましたが、労働基準監督署等の、監督官庁との協議の結果、部分的な養生で可能となり、減額となったところでございます。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） よろしいですか。

以上で、通告による質疑は終わりましたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第5号に対する討論を行います。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第5号 工事委託契約の変更について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野明彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号 令和元年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第3号）に対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第6号に対する討論を行います。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第6号 令和元年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第3号）、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野明彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号 令和2年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第7号に対する討論を行います。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第7号 令和2年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号 令和2年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算に対する質疑でございますが、質疑の通告がありましたので、発言を許可します。

10番、三浦道雄君。

○10番(三浦道雄君) 予算書の3ページで、それぞれの市の負担金の関係なんですけれども、先ほどもご説明があったと思いますけれども、君津市と富津市の内訳ですね、負担金の内訳がどうなのかという、この数字が関係市の繰入金総額と異なっているんですけれども、どうなのかという、その辺について内容を1点、お聞きしたいと思います。

それから、予算書の13ページのその他の手当という部分があるでしょう、その中に地域手当という欄があるんですけれども、君津市は同じ、5.5%になっていまして、富津市は5%というふうになっているんですね。これは富津市と君津市の、この君津市の予算の中での地域手当の条例上の規定がこうなっているからじゃないかなと思うんですけれども、その辺の違いが何なのか、その2点をお伺いいたします。

○議長(平野明彦君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

事務局長、榎本弘君。

○事務局長(榎本弘君) お答えいたします。

まず、3ページの第9条に記載の数値につきましては、市からの繰入金のうち、国が示す下水道事業会計に対する一般会計からの繰出基準に基づく、いわゆる繰出基準内経費に対する繰入金以外の繰入金でありまして、内訳は君津市が1億6,953万4,000円、富津市が1億2,503万1,000円でございます。

なお、繰入金総額につきましては、予算書でいきますと20ページ、21ページにあります収益的収入の営業収益及び営業外収益のうちの関係市負担金、また、32、33ページにあります資本的収入のうちの関係市出資金の額を合わせました6億7,900万円で、内訳は君津市が5億1,400万円、富津市が1億6,500万円となっております。

次に、2点目ですが、当組合の給与の支給につきましては、両市と毎年締結しております職員の派遣に関する協定書の中に規定されておまして、平成24年12月までは全職員に対し組合の給与条例を適用し、支給しておりましたが、君津市において平成25年1月から暫定的な給与引下げ措置を実施したことによりまして、富津市派遣職員については富津市の給与条例を適用するという事になったため、地域手当もこの措置により支給しているものでございます。

以上でございます。

○議長(平野明彦君) 10番、三浦道雄君。

○10番(三浦道雄君) そのとおりだろうと思うんですけれども、私は、同じ、一つの企業体が立ち上がって、そこにどこから来ようと、そこで働いている人たちというのは同等でなければいけないんじゃないかなと私は思っているんです。不文律があつてはいけないんじゃないかなと思って、あえて質問したんですけれども、君津市から派遣された職員は地域手当が5.5で、富津市から来られる方は

5%というのは、いかがなものかなと思うんですよ。だから、そういう点でこの不文律というのは不思議だったんですね。今まで、君津市と富津市がお金を出し合って、下水道組合の一部組合を立ち上げたんでしょから、同じにしなくてはいけないんじゃないかなと思うんです。給料も高いほうに合わせるというのが一番いいんじゃないかなと、それは私の意見ですので、その辺の見解も併せてお願いしたい。以前、君津市の中でもそういう不文律があって、それを私、ずっと追及して、一応是正をされておりますので、できればそうしてもらったらいいのではないかなと思いますので、そういう提案を併せて質問いたしましたので、何かあれば、お願いします。

○議長（平野明彦君） 事務局長、榎本弘君。

○事務局長（榎本弘君） お答えいたします。

こちらの給与につきましては、君津市が暫定的な措置をしておりますので、そちらの状況を見ながら、本来の同一のものになるように調整をしていきたいと考えております。現在のところは暫定措置がございますので、そういった形を取っておりますけれども、措置がなくなった場合には、元の方法になるように進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 以上で、通告による質疑は終わりましたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第8号に対する討論を行います。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第8号 令和2年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野明彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

○

管理者挨拶

○議長（平野明彦君） ここで、閉会に当たりまして管理者から挨拶があります。

管理者、石井宏子君。

（管理者石井宏子君登壇）

○管理者（石井宏子君） 閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に、提案いたしました議案につきましては、原案どおりご可決いただきまして、誠にありがとうございました。

本年度につきましては、一部事業の繰越しがありましたけれども、引き続き事業を計画的に推進し、処理区域の整備を進めてまいりますので、議員の皆様のご指導とお力添えをお願い申し上げます。閉会に当たっての挨拶といたします。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（平野明彦君） これをもちまして、令和2年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

令和2年2月28日午前11時22分

閉会

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年2月28日

君津富津広域下水道組合議会議長 平野明彦

署名議員 石井志郎

署名議員 三浦道雄